

1 開催日 平成 23 年 3 月 4 日 (金)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 5 号 平成 23 年 4 月 1 日付け教職員の人事異動について

4 委員長閉会宣言

5 出席者出席者

(1) 委員	1 番委員長	野 本 明 美
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	松 井 成 起
	総務課長	池 畠 正 敏
	学校教育課長	片 岡 正 樹
	総務課長補佐	近 森 象 太
	学校教育課人事班長	松 下 整
	学校教育課管理主事	弘 瀬 健一郎
	学校教育課管理主事	廣 瀬 啓 二
	学校教育課指導主事	竹 村 晃
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主査	森 尾 美 舗

1 平成 23 年 3 月 4 日（金） 午後 4 時 00 分～午後 4 時 43 分 （たかじょう庁舎 5 階会議室）

2 議事内容

開会 午後 4 時 00 分

野本委員長

ただいまから、第 1067 回高知市教育委員会 3 月臨時会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は山本委員さん、お願いいたします。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

議案審査に入ります前に、2 月定例会での質疑に関してご報告がございます。内容は、市教委第 2 号「平成 23 年 3 月定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」のうち、「公の施設における暴力団の利用を制限するための関係条例の整備に関する条例の整備に関する条例制定議案」でございます。

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日施行となっておりますが、もし仮に施行前の 3 月 31 日までに暴力団が当該施設の利用を予約した場合にはどうなるかというご質問でございました。

ご指摘のように条例の施行までは、その利用を制限するものはございません。「なお、従前の例による」ということとなります。その内容について法制担当に確認したところ、考え方として現在の条例の利用の制限としては、「公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき」というような抽象的な表現でしか規定されておりましたので、暴力団の活動がそれに当たるかどうかの判断が非常に難しく、もし不許可処分とした場合などに、それに対する不服申立や訴訟に発展する可能性が非常に大きかったわけですけれども、今回、明確に示すことで処分の妥当性を確保しようとするものでございます。

なお、条例改正につきましては、何かあったからということではなくて、条例を制定された高知県からの要請があったものです。

以上でございます。

野本委員長

ありがとうございます。この件に関してはよろしいでしょうか。

議案審査に移ります。まず、日程第 2 市教委第 5 号「平成 23 年 4 月 1 日付け教職員の人事異動について」を議題とします。

この件は、人事案件のため秘密会といたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、この案件は秘密会といたします。

この案件は、高知市教育委員会会議規則第 10 条の規定により秘密会とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 号の規定に基づき、会議録に記載しない。

野本委員長

秘密会を解きます。

本日の議事日程は終了いたしました。これで、教育委員会を閉会します。

開会 午後4時43分

署名

委員長 _____

3番委員 _____